

確定申告で医療費控除を受ける場合、医療費の領収書の添付又は提示をしておりましたが、平成29年度の税制改正により添付書類や保存期限についての改正がありましたのでお知らせいたします。

## 医療費控除に関する改正点

- ・ 医療費明細書の添付必要。

ただし、医療保険者から交付を受けた医療費通知（健保組合等が発行した「医療費のお知らせ」等）を提出した場合は医療費明細書の記入を省略することができる。

	平成28年分まで	平成29年分～
添付書類	領収書の添付又は提示	医療費明細書の添付必要 (医療費通知書でも可能)
領収書等 保存期間	-	5年間

- ・ 医療費の領収書を5年間保存。
- ・ 税務署から請求があった場合、提示又は提出の義務。

※平成29年分から平成31年分までの確定申告については、経過措置として従来通りの領収書の添付又は提示でも認められる。

## 医療費明細書記載事項

- |                     |                  |
|---------------------|------------------|
| ①医療を受けた者の氏名         | ④支払った医療費の額       |
| ②病院・薬局などの支払先の名称     | ⑤生命保険や社会保険などの補填額 |
| ③医療費の区分（診療、医薬品購入など） |                  |

明細書に記載する際は、①、②ごとにまとめて記入してよいとされています。

## セルフメディケーション税制との関係

以前も税務トピックス内で紹介いたしましたが、セルフメディケーション税制という医療費控除の特例がありますが、本税制と従来の医療費控除の選択適用となっており、いずれか一方を選択して適用を受けることができるとこととなります。また、確定申告後に更正や修正申告する場合においても、先に選択していたものを適用することとなっており、途中で変更することはできないためご注意ください。